

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

令和2年7月14日

稚内市地域公共交通活性化協議会

会長 川野 忠 司

生活交通確保維持改善計画の名称

稚内市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

稚内市では車社会の進展や少子化による通学需要の低下などを要因とし、バスをはじめとする公共交通の利用者は年々減少を続けていることから、平成31年3月に「稚内市地域公共交通網形成計画」を策定し、まちづくりと一体となった持続可能な交通ネットワークの構築に向け取組みを進めているところである。

「天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシー」は、長大バス路線である天北線のルートを、より収益性の高い宗谷岬経由へと変更したことに伴う交通手段の確保として導入され、令和2年3月をもって路線バスが廃止されたことに伴い、通院や通学、更に高齢者の買い物利用など、生活に欠かせない市街地をつなぐ唯一の交通サービスとなる。

このため、地域公共交通確保維持事業を活用し、「天北地区、恵北・増幌地区」において地域間幹線との接続として乗合タクシーを運行し、利用者数の増加と共に、収支率の改善などを図り、今後も地域住民の足を確保していくことを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指 標	現 状		目 標
地域公共交通の確保・維持に向け、安定した利用者数の確保及び収支率の向上を目指す。	【H31年4月～R1年9月数値】 ○利用者数～平均379人/月	⇒	○利用者数～平均416人/月以上（10%向上を目指す） （利用者数の維持・向上を目指す）
	【令和1年度数値】 ※H30年10月～R1年9月 ○収支率5.01%	⇒	○収支率10%以上 （収支率の向上を目指す）

(2) 事業の効果

路線バスの代替輸送手段として、デマンド型で効率性と利便性の向上を目指し、天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシーを運行。当該地域は、高齢化率が高く、特に自ら運転することが難しい地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線として、買物・通院をはじめとして外出機会の創出など地域コミュニティの維持につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・運行にかかる地域のニーズや課題を把握するとともに、利便性の向上と利用者の新規開拓に努める。（稚内市）
- ・利用を呼びかけるリーフレットの配布。（稚内市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統及び運行区域

運行系統	運行区域
天北地区、恵北・増幌地区 乗合タクシー	沼川・川西・曙・川南・豊別・天興・曲淵・樺岡・上声間・開進（以上、天北地区）、恵北・増幌地区の全域を対象とし、対象地区と稚内市街地を結ぶ系統。（対象地区面積：約254平方km）

(2) 事業の概要

概要	
	道路運送法第78条による市町村有償運送により実施。始発時刻を定め、事前の予約により運行経路を決定し自宅と目的地間を送迎するデマンド型運行の乗合タクシー形式で行う。

運行系統	概要
天北地区、恵北・増幌地区 乗合タクシー	対象地区の各戸と、市街地の指定された停留所（潮見5丁目や稚内駅前バスターミナルなど）を結ぶ系統で、予約に応じて市街地行及び対象地区行を運行する。 また系統内においては、路線バスの廃止に伴い、対象区域内におけるバス停を結ぶ便も運行する。 利用料金は対象地域を幾つかに区分し、距離に応じて設定する。

※補足事項	<ul style="list-style-type: none"> ・稚内市が交付する高齢者バス乗車証所持者は、100円で利用できるものとする。 ・小学生及び身障者手帳所持者は半額とし、通学定期を用意する。
-------	--

(3) 運行予定者

- ・別添表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・運行収入及び国庫補助金を運行経費から控除した額を稚内市が負担する

6. 補助金を受けようとする補助対象事業者

- ・稚内市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

- ・活性化法法定協議会が補助対象事業者ではないため記載なし

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準ニただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

- ・該当なし

9. 別表1の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

・該当なし

10. 生産性向上の取組にかかる取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

・該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

・該当なし

12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

・別添表5のとおり

13. 車両の取得に係る目的・必要性

・路線バスの廃止に伴い路線の再編統合を行ったことにより、既存の車両では定員を超えることが予想されたため、新たに29人乗り車両を1台導入する必要がある。また、車両を大型化することにより、利用が多い時間帯においては、車内の空間を確保し、新型コロナウイルスの感染防止に資する。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・利用者数～平均416人/月以上とする。(H31年4月～R1年9月数値：平均379人/月)
- ・収支率10%以上とする。(H30年10月～R1年9月：収支率5.01%)

(2) 事業の効果

- ・「天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシー」を維持することにより、通学生の交通手段及び高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保し、外出支援の促進と地域活性化を図る。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。
- ・購入予定の車両と既存車両と合わせた2台体制により、「市街地」と「天北地区、恵北・増幌地区」を双方向に配車することで、効率的な運行形態を構築する。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

・別添の表6のとおり。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

・車両の取得を行わないため記載なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

開催日	乗合タクシーに関連する審議内容
<p>■平成 30 年度第 4 回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【平成 30 年 6 月 29 日開催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 稚内市地域公共交通網形成計画（案）について ● 平成 30 年度事業経過報告について ● 平成 31 年度事業計画(案)及び予算(案) について
<p>■令和元年度第 1 回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和元年 6 月 28 日開催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
<p>■令和元年度第 2 回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和 2 年 1 月 9 日開催】（書面協議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 天北地区、恵北・増幌地区における交通体系の再編について ● 「稚内市乗合タクシー運行計画書」の変更（案）について ● 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について ● 高齢者の安全な移動環境の確保に向けた取組（案）について
<p>■令和元年度第 3 回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和 2 年 3 月 23 日開催】（書面協議）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 2 年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について ● 令和 2 年度 稚内市地域公共交通活性化協議会予算(案)について ● 令和 2 年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更認定申請について
<p>■令和 2 年度第 1 回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和 2 年 7 月 14 日開催】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 3 年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

18. 利用者等の意見の反映状況

稚内市地域公共交通活性化協議会の構成員として、市民及び利用者代表の参画を得ている。
 また、利用者からの意見や要望については、運行委託事業者に寄せられた場合は速やかに報告を受けよう努めると共に、路線再編後の利用状況を町内会長等に聴取した。

利用者等の意見	反映状況
<p>・運行時刻等に対する意見・要望があった。</p>	<p>・時期ダイヤ改正に向けて、利用実態等を把握するとともに、引き続き、持続可能な交通サービスの確保に向けた調整・検討を進める。</p>

19. 協議会メンバーの構成

令和2年度稚内市地域公共交通活性化協議会 委員

区 分	所 属
計画作成市	稚内市
公共交通事業者	宗谷バス株式会社
	ハートランドフェリー株式会社
	北都ハイヤー株式会社
	稚内日の丸交通株式会社
	北海道旅客鉄道株式会社
道路管理者	稚内開発建設部
	宗谷総合振興局稚内建設管理部
	稚内市建設産業部（土木課）
都道府県警察	稚内警察署
公共交通利用者	天北地区まちづくり委員会
	恵北・増幌地区まちづくり委員会
	宗谷地区連合町内会
	更喜苫内町内会
学識経験者	稚内北星学園大学
関係機関	北海道運輸局旭川運輸支局
	東京航空局稚内空港事務所
	宗谷総合振興局地域創生部
	私鉄総連北海道地方労働組合宗谷バス支部
	稚内商工会議所
	稚内観光協会
	稚内市まちづくり政策部（地方創生課）
	稚内市建設産業部 （水産商工課・物流港湾課・観光交流課・都市整備課）
	稚内市生活福祉部（長寿あんしん課）
	稚内市教育委員会（学校教育課）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）稚内市中央3丁目13-15

（所 属）稚内市環境水道部くらし環境課

（氏 名）田中 昌明

（電 話）0162-23-6413

（E-mail）m-tanaka@city.wakkanai.lg.jp